

さいたま市水道局告示第50号

さいたま市水道局の発注する「老第3292号布設替工事及び拡第5059号配水支管布設工事」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年5月17日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者とその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工

実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し
オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の
全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関
する誓約書（「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状
況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用
保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる
書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の
割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書（共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。）

ウ 委任状（さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱（平成15年さいたま市水道局設
定）様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。
）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補
者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札
書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもっ
て入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制
限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行
った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上
あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれ
を通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基
づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関す
る要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て
若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入
札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をも
って入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低
制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を
行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市水道部設定）に基づく低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（(2)に規定する失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（同要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（同要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（同要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（同要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（同要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（同要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（同要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（同要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（同要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（同要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（同要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（同要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（同要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（同要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を管財課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領の定めるところによる。

契約整理番号	219903003
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業
工事名	老第3292号布設替工事及び拵第5059号配水支管布設工事
工事場所	さいたま市南区内谷6-4-16～曲本5-5-6 外3か所
履行期間	契約確定の日から令和4年3月4日まで
概要	<p>布設工事</p> <p>φ200mm DIP(GX-1E) 273m 仕切弁2台 消火栓1基</p> <p>φ150mm DIP(GX-1E) 12m</p> <p>φ100mm DIP(GX-1E) 227m 仕切弁3台 排水弁1台 排水栓2基 消火栓2基</p> <p>φ75mm DIP(GX-1E) 15m</p> <p>給水管取付替53件 対象戸数164戸</p> <p>仮給水工事</p> <p>φ150mm L=279m φ100mm L=237m φ75mm L=7m</p> <p>昼間工事</p>
予定価格（税込）	事後公表
最低制限価格	設定する
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午前9時30分
参加資格	<p>名簿登載業種等</p> <p>本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。</p> <p>1 管工事業 A級</p> <p>本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であり、かつ、当該業種で平成31年度（令和元年度）又は令和2年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平成31年1月1日から令和2年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計（共同企業体での実績は除く）」の2件以上の平均点が7.6点以上であること。なお、該当者については、入札情報公開システムに掲載する「令和3年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者について（PDF）」（当案件「発注情報閲覧」内「発注図書ファイル3」）を参照すること。</p> <p>2 土木工事業の許可</p> <p>本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。</p>
	<p>所在地区分</p> <p>さいたま市内に、本店を有していること。</p> <p>本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</p>
	<p>施工実績等</p> <p>次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。</p> <p>(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が6.5点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</p>
	<p>2に掲げるもの以外に提出を要する書類</p> <p>－</p>
設計図書等	<p>閲覧等の方法及び開始期日</p> <p>電子配布 令和3年5月17日（月）から</p>
	<p>質問受付期間</p> <p>令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで</p>
	<p>質問回答期日</p> <p>令和3年5月27日（木）</p>

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219903003							
保証金及び支払方法	入札保 証金	免除	契約保 証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1410							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407							

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219903018							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3301号布設替工事							
工事場所	さいたま市南区松本1-16-1～1-20-10							
履行期間	契約確定の日から令和3年10月22日まで							
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 79m 仕切弁4台 排水栓1基 給水管取付替7件 対象戸数23戸 仮給水工事 φ75mm L=90m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午後2時00分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区又は緑区に本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から						
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1408							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407							

契約整理番号	219903001								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3355号布設替工事								
工事場所	さいたま市岩槻区村国601～飯塚920-10								
履行期間	契約確定の日から令和3年10月6日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 157m 仕切弁1台 排水栓1基 給水管取付替5件 対象戸数5戸 仮給水工事 φ50mm L=86m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金） 午後2時05分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区又は岩槻区に本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1410								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407								

契約整理番号	219904001							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	災害用貯水タンク液状化対策（栄和小学校、南浦和中学校）工事							
工事場所	さいたま市桜区栄和1-7-1 外1か所							
履行期間	契約確定の日から令和4年2月15日まで							
概要	栄和小学校 薬液注入工 197 m ³ 超多点注入工法 南浦和中学校 薬液注入工 197 m ³ 超多点注入工法							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	とび・土工工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注のとび・土工工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から						
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。							
工事担当課	さいたま市北区東大成町2-445-1 さいたま市水道局給水部維持管理課 電話048-832-1111 内線3606							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407							

さいたま市水道局告示第51号

さいたま市水道局の発注する「老第3332号布設替工事」ほか8件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年5月17日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工

実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し
オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の
全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関
する誓約書（「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状
況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用
保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げ
る書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員
の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書（共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。）

ウ 委任状（さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱（平成15年さいたま市水道局設
定）様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。
）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補
者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札
書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をも
って入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制
限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行
った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上
あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれ
を通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基
づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関す
る要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て
若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入
札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をも
って入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低
制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を
行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としな

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 老第3332号布設替工事 イ 老第3296号布設替工事 ウ 老第3347号布設替工事 エ 老第3323号布設替工事 オ 老第3364号布設替工事及び市内消火栓設置（その1）工事 カ 老第3345号布設替工事 キ 老第3342号布設替工事 ク 老第3376号布設替工事 ケ 老第3343号布設替工事
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エ、オ、カ、キ、ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事エの落札候補者が行った対象工事オ、カ、キ、ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事オの落札候補者が行った対象工事カ、キ、ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事カの落札候補者が行った対象工事キ、ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事キの落札候補者が行った対象工事ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事クの落札候補者が行った対象工事ケの入札は無効とする。

契約整理番号	219902006								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3332号布設替工事								
工事場所	さいたま市西区西大宮2-38-10～中釘1669-7								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月1日まで								
概要	布設工事 φ200mm DIP(GX-1E) 405m 仕切弁2台 排水栓1基 消火栓1基 φ150mm DIP(GX-1E) 18m φ100mm DIP(GX-1E) 43m 仕切弁1台 φ75mm DIP(GX-1E) 8m 給水管取付替28件 対象戸数32戸 仮給水工事 φ150mm L=412m φ100mm L=39m φ75mm L=92m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午前9時35分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219902006
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1312
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219903004								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3296号布設替工事								
工事場所	さいたま市南区内谷5-21-13～7-1-20 外1か所								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月24日まで								
概要	布設工事 φ150mm DIP(GX-1E) 108m 仕切弁1台 φ100mm DIP(GX-1E) 397m 仕切弁6台 排水栓1基 消火栓1基 給水管取付替55件 対象戸数224戸 仮給水工事 φ100mm L=358m φ75mm L=280m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午前9時40分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219903004
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1411
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219903006								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3347号布設替工事								
工事場所	さいたま市南区太田窪2768-25～2922-5								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月28日まで								
概要	布設工事 φ200mm DIP(GX-1E) 6m φ100mm DIP(GX-1E) 64m 仕切弁3台 排水栓1基 φ75mm DIP(GX-1E) 444m 仕切弁9台 排水栓2基 給水管取付替56件 対象戸数118戸 仮給水工事 φ150mm L=17m φ75mm L=618m φ50mm L=6m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午前9時45分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219903006
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1405
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	2 1 9 9 0 3 0 0 5								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3323号布設替工事								
工事場所	さいたま市桜区山久保1-12-1～中央区鈴谷3-9-24								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月25日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 621m 仕切弁14台 消火栓3基 給水管取付替58件 対象戸数369戸 仮給水工事 φ75mm L=653m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金） 午前9時50分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219903005
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1409
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219902007								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3364号布設替工事及び市内消火栓設置（その1）工事								
工事場所	さいたま市見沼区堀崎町1255-1~1367								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	布設工事 φ200mm DIP(GX-1E) 4m 仕切弁1台 φ150mm DIP(GX-1E) 436m 仕切弁3台 消火栓2基 φ100mm DIP(GX-1E) 80m 仕切弁4台 排水栓1基 消火栓1基 給水管取付替41件 対象戸数83戸 単口地下式消火栓設置工事 φ150mm×φ75mm 1基 仮給水工事 φ150mm L=14m φ100mm L=462m φ75mm L=81m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午前9時55分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219902007
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1307
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219903007								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3345号布設替工事								
工事場所	さいたま市緑区芝原3-22-8～3-30-15								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月15日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 488m 仕切弁9台 排水栓1基 消火栓1基 φ75mm DIP(GX-1E) 89m 仕切弁2台 給水管取付替51件 対象戸数63戸 仮給水工事 φ75mm L=585m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午前10時00分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219903007
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1409
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	2 1 9 9 0 3 0 0 8								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3342号布設替工事								
工事場所	さいたま市緑区代山850-2～南部領辻3232-1								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月10日まで								
概要	布設工事 φ150mm DIP(GX-1E) 654m 仕切弁3台 消火栓2基 φ100mm DIP(GX-1E) 8m 仕切弁1台 φ75mm DIP(GX-1E) 10m 仕切弁1台 給水管取付替22件 対象戸数29戸 仮給水工事 φ100mm L=681m φ75mm L=30m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午前10時05分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219903008
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1412
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219903009							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3376号布設替工事							
工事場所	さいたま市桜区町谷1-14-18～南元宿1-15-5							
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで							
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 140m 仕切弁5台 排水弁1台 φ75mm DIP(GX-1E) 352m 仕切弁6台 排水栓1基 給水管取付替59件 対象戸数137戸 仮給水工事 φ75mm L=551m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金） 午前10時10分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から						
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。							

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219903009
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1411
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219903010								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3343号布設替工事								
工事場所	さいたま市緑区芝原2-11-9～2-24-32								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月28日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 517m 仕切弁4台 排水栓1基 消火栓3基 φ75mm DIP(GX-1E) 23m 仕切弁2台 給水管取付替31件 対象戸数40戸 仮給水工事 φ75mm L=578m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午前10時15分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219903010
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1412
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

さいたま市水道局告示第52号

さいたま市水道局の発注する「老第3390号布設替工事」ほか8件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年5月17日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工

実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し
オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の
全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関
する誓約書（「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状
況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用
保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げ
る書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員
の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書（共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。）

ウ 委任状（さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱（平成15年さいたま市水道局設
定）様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。
）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補
者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札
書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をも
って入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制
限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行
った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上
あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれ
を通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基
づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関す
る要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て
若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入
札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をも
って入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低
制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を
行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としな

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 老第 3 3 9 0 号布設替工事 イ 老第 3 3 7 1 号布設替工事 ウ 老第 3 3 0 6 号布設替工事 エ 老第 3 2 9 0 号布設替工事 オ 老第 3 3 6 5 号布設替工事 カ 老第 3 3 9 1 号布設替工事 キ 老第 3 3 2 6 号布設替工事 ク 老第 3 3 5 9 号布設替工事及び市内消火栓設置（その 4）工事 ケ 老第 3 3 3 1 号布設替工事
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エ、オ、カ、キ、ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事エの落札候補者が行った対象工事オ、カ、キ、ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事オの落札候補者が行った対象工事カ、キ、ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事カの落札候補者が行った対象工事キ、ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事キの落札候補者が行った対象工事ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事クの落札候補者が行った対象工事ケの入札は無効とする。

契約整理番号	219903011							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3390号布設替工事							
工事場所	さいたま市緑区間宮607-1～649-3							
履行期間	契約確定の日から令和4年2月2日まで							
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 645m 仕切弁7台 消火栓4基 給水管取付替29件 対象戸数43戸 仮給水工事 φ75mm L=661m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金） 午前10時20分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から						
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1410							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407							

契約整理番号	219902008								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3371号布設替工事								
工事場所	さいたま市岩槻区本丸4-6-7～4-11-4 外1か所								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月27日まで								
概要	布設工事 φ150mm DIP(GX-1E) 1m 排水栓1基 φ100mm DIP(GX-1E) 105m 消火栓2基 φ75mm DIP(GX-1E) 478m 仕切弁9台 排水栓1基 φ50mm SSP 14m 排水栓1基 給水管取付替62件 対象戸数66戸 仮給水工事 φ75mm L=119m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金） 午前10時25分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219902008
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1308
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219903012								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3306号布設替工事								
工事場所	さいたま市桜区中島1-23-14～1-26-19								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月20日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 359m 仕切弁9台 排水栓1基 消火栓1基 φ75mm DIP(GX-1E) 97m 仕切弁2台 給水管取付替42件 対象戸数165戸 仮給水工事 φ75mm L=481m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金） 午前10時30分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219903012
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1408
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219902009								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3290号布設替工事								
工事場所	さいたま市北区吉野町1-38-1～1-354-1								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月11日まで								
概要	布設工事 φ150mm DIP(GX-1E) 336m 仕切弁3台 排水栓1基 消火栓1基 φ100mm DIP(GX-1E) 30m 仕切弁3台 給水管取付替16件 対象戸数39戸 仮給水工事 φ100mm L=351m φ75mm L=66m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金） 午前10時35分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219902009
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1308
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219902010								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3365号布設替工事								
工事場所	さいたま市見沼区南中丸785-8～791-11								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月20日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 301m 仕切弁7台 排水弁1台 排水栓1基 消火栓1基 φ75mm DIP(GX-1E) 23m 仕切弁2台 排水栓1基 給水管取付替28件 対象戸数48戸 仮給水工事 φ75mm L=339m φ50mm L=38m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午前10時40分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219902010
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1307
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219902011								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3391号布設替工事								
工事場所	さいたま市西区西遊馬1269-1～1916								
履行期間	契約確定の日から令和3年11月30日まで								
概要	布設工事 φ150mm DIP(GX-1E) 325m 仕切弁1台 消火栓2基 φ100mm DIP(GX-1E) 19m 仕切弁1台 排水弁1台 給水管取付替21件 対象戸数186戸 仮給水工事 φ150mm L=333m φ75mm L=27m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午前10時45分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219902011
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1308
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219902012								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3326号布設替工事								
工事場所	さいたま市大宮区寿能町2-131～2-204-4 外1か所								
履行期間	契約確定の日から令和3年12月9日まで								
概要	布設工事 φ200mm DIP(GX-1E) 41m 仕切弁2台 φ150mm DIP(GX-1E) 14m 仕切弁1台 φ100mm DIP(GX-1E) 117m 仕切弁3台 排水弁1台 給水管取付替5件 対象戸数14戸 仮給水工事 φ150mm L=48m φ100mm L=18m φ75mm L=128m 昼夜間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午前10時50分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219902012
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1311
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219902013								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3359号布設替工事及び市内消火栓設置（その4）工事								
工事場所	さいたま市見沼区中川54-3~113-10								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月7日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 359m 仕切弁2台 消火栓2基 φ75mm DIP(GX-1E) 4m 給水管取付替22件 対象戸数35戸 単口地下式消火栓設置工事 φ100mm×φ75mm 1基 仮給水工事 φ75mm L=369m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午前10時55分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219902013
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1306
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219902014								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3331号布設替工事								
工事場所	さいたま市岩槻区小溝1064-2～1135-5								
履行期間	契約確定の日から令和3年12月6日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 429m 仕切弁2台 消火栓2基 φ75mm DIP(GX-1E) 8m 仕切弁1台 給水管取付替28件 対象戸数44戸 仮給水工事 φ75mm L=42m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午前11時00分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219902014
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1311
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

さいたま市水道局告示第53号

さいたま市水道局の発注する「老第3354号布設替工事」ほか5件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年5月17日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工

実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し
オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の
全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関
する誓約書（「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状
況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用
保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げ
る書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員
の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書（共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。）

ウ 委任状（さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱（平成15年さいたま市水道局設
定）様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。
）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補
者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札
書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をも
って入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制
限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行
った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上
あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれ
を通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基
づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関す
る要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て
若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入
札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をも
って入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低
制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を
行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としな

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 老第3354号布設替工事 イ 老第3322号布設替工事 ウ 老第3321号布設替工事 エ 老第3334号布設替工事 オ 老第3375号布設替工事 カ 老第3363号布設替工事
概要	<ul style="list-style-type: none">・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ、オ及びカの入札は無効とする。・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ、オ及びカの入札は無効とする。・ 対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エ、オ及びカの入札は無効とする。・ 対象工事エの落札候補者が行った対象工事オ及びカの入札は無効とする。・ 対象工事オの落札候補者が行った対象工事カの入札は無効とする。

契約整理番号	2 1 9 9 0 3 0 1 3							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3354号布設替工事							
工事場所	さいたま市岩槻区城南5-7-14～5-7-36							
履行期間	契約確定の日から令和3年11月18日まで							
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 213m 仕切弁2台 消火栓1基 給水管取付替30件 対象戸数60戸 仮給水工事 φ75mm L=222m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から						
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1410							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407							

契約整理番号	219903014								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3322号布設替工事								
工事場所	さいたま市中央区上落合8-7-12～8-8-20								
履行期間	契約確定の日から令和3年11月5日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 268m 仕切弁2台 消火栓1基 給水管取付替16件 対象戸数33戸 仮給水工事 φ100mm L=92m φ75mm L=115m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午後1時35分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219903014
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1412
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219903015								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3321号布設替工事								
工事場所	さいたま市中央区上落合3-6-1～3-8-9								
履行期間	契約確定の日から令和3年11月10日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 150m 仕切弁4台 消火栓1基 φ75mm DIP(GX-1E) 36m 仕切弁2台 給水管取付替22件 対象戸数36戸 仮給水工事 φ75mm L=216m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午後1時40分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219903015
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1405
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	2 1 9 9 0 2 0 1 5								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3334号布設替工事								
工事場所	さいたま市見沼区中川413-1～416-2								
履行期間	契約確定の日から令和3年11月18日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 194m 仕切弁3台 消火栓1基 給水管取付替22件 対象戸数48戸 仮給水工事 φ75mm L=206m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金） 午後1時45分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219902015
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1312
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219903016								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3375号布設替工事								
工事場所	さいたま市南区別所2-36-10～3-28-17								
履行期間	契約確定の日から令和3年11月4日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 27m 仕切弁1台 φ75mm DIP(GX-1E) 151m 給水管取付替22件 対象戸数30戸 仮給水工事 φ75mm L=207m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219903016
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1407
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	2 1 9 9 0 2 0 1 6								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3363号布設替工事								
工事場所	さいたま市北区宮原町3-221～3-225-1								
履行期間	契約確定の日から令和3年10月26日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 149m 仕切弁4台 排水弁1台 給水管取付替7件 対象戸数48戸 仮給水工事 φ75mm L=160m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月24日（月）午前9時から 令和3年5月28日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月3日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月4日（金）午後1時55分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月17日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月17日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219902016
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1307
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

さいたま市水道局告示第60号

さいたま市水道局の発注する「老第3024号布設替工事」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年5月31日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工

実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し
オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の
全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関
する誓約書（「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状
況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用
保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げ
る書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員
の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書（共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。）

ウ 委任状（さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱（平成15年さいたま市水道局設
定）様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。
）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補
者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札
書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をも
って入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制
限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行
った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上
あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれ
を通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基
づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関す
る要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て
若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入
札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をも
って入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低
制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を
行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としな

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 老第3024号布設替工事 イ 老第3288号布設替工事
概要	・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。

契約整理番号	219902003							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3024号布設替工事							
工事場所	さいたま市北区宮原町4-111-5～4-141-6							
履行期間	契約確定の日から令和4年3月4日まで							
概要	布設工事 φ300mm DIP(NS-1E) 394m 仕切弁2台 消火栓2基 φ150mm DIP(GX-1E) 23m 仕切弁1台 φ100mm DIP(GX-1E) 27m φ75mm DIP(GX-1E) 10m 給水管取付替16件 対象戸数28戸 仮給水工事 φ250mm L=31m φ100mm L=357m φ75mm L=60m 昼夜間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年6月7日（月）午前9時から 令和3年6月11日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月17日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月18日（金）午前9時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級						
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。） (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月31日（月）から						
	質問受付期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月7日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年6月10日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1309							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407							

契約整理番号	219902004							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3288号布設替工事							
工事場所	さいたま市北区日進町3-534-1～3-725-3							
履行期間	契約確定の日から令和4年2月10日まで							
概要	布設工事 φ250mm DIP(GX-1E) 239m 仕切弁4台 消火栓1基 φ150mm DIP(GX-1E) 26m 仕切弁2台 消火栓1基 φ100mm DIP(GX-1E) 31m 仕切弁3台 給水管取付替29件 対象戸数89戸 仮給水工事 φ200mm L=250m φ100mm L=32m φ75mm L=37m 昼夜間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年6月7日（月）午前9時から 令和3年6月11日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月17日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月18日（金） 午前9時35分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級						
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月31日（月）から						
	質問受付期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月7日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年6月10日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1307							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407							

さいたま市水道局告示第61号

さいたま市水道局の発注する「老第3325号布設替工事」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年5月31日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工

実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し
オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の
全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関
する誓約書（「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状
況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用
保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げ
る書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員
の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書（共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。）

ウ 委任状（さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱（平成15年さいたま市水道局設
定）様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。
）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補
者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札
書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をも
って入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制
限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行
った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上
あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれ
を通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基
づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関す
る要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て
若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入
札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をも
って入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低
制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を
行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としな

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 老第3325号布設替工事 イ 老幹26号(Φ400mm)配水本管布設替工事
概要	・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。

契約整理番号	219902005							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3325号布設替工事							
工事場所	さいたま市見沼区片柳104-1～山137							
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで							
概要	布設工事 φ250mm DIP(GX-1E) 264m 仕切弁1台 消火栓1基 φ100mm DIP(GX-1E) 11m 仕切弁1台 給水管取付替32件 対象戸数41戸 仮給水工事 φ200mm L=284m φ75mm L=12m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年6月7日（月）午前9時から 令和3年6月11日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月17日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月18日（金）午前9時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月31日（月）から						
	質問受付期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月7日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年6月10日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> 本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1310							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407							

契約整理番号	219903002							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老幹26号（Φ400mm）配水本管布設替工事							
工事場所	さいたま市緑区太田窪1-1-24～1-17-15							
履行期間	契約確定の日から令和3年12月1日まで							
概要	布設工事 φ400mm DIP(NS-1E) 246m 排水栓1基 空気弁1基 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年6月7日（月）午前9時から 令和3年6月11日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月17日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月18日（金）午前9時45分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、口径150mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月31日（月）から						
	質問受付期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月7日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年6月10日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1405							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407							

さいたま市水道局告示第62号

さいたま市水道局の発注する「老第3373号布設替工事」ほか8件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年5月31日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工

実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し
オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の
全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関
する誓約書（「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状
況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用
保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げ
る書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員
の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書（共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。）

ウ 委任状（さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱（平成15年さいたま市水道局設
定）様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。
）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補
者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札
書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をも
って入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制
限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行
った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上
あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれ
を通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基
づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関す
る要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て
若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入
札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をも
って入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低
制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を
行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としな

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 老第3373号布設替工事 イ 老第3297号布設替工事 ウ 老第3349号布設替工事 エ 老第3351号布設替工事及び市内消火栓設置（その5）工事 オ 老第3348号布設替工事 カ 老第3339号布設替工事 キ 老第3289号布設替工事 ク 老第3338号布設替工事 ケ 老第3382号布設替工事
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エ、オ、カ、キ、ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事エの落札候補者が行った対象工事オ、カ、キ、ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事オの落札候補者が行った対象工事カ、キ、ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事カの落札候補者が行った対象工事キ、ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事キの落札候補者が行った対象工事ク及びケの入札は無効とする。 ・ 対象工事クの落札候補者が行った対象工事ケの入札は無効とする。

契約整理番号	219903020							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3373号布設替工事							
工事場所	さいたま市中央区八王子5-4-1～5-16-1							
履行期間	契約確定の日から令和4年2月17日まで							
概要	布設工事 φ200mm DIP(GX-1E) 73m 仕切弁1台 消火栓1基 φ100mm DIP(GX-1E) 583m 仕切弁5台 消火栓4基 給水管取付替36件 対象戸数545戸 仮給水工事 φ200mm L=76m φ150mm L=16m φ75mm L=339m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年6月7日（月）午前9時から 令和3年6月11日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月17日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月18日（金）午前9時50分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月31日（月）から						
	質問受付期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月7日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年6月10日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1410							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407							

契約整理番号	219903021								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3297号布設替工事								
工事場所	さいたま市南区辻3-2-28～3-6-11								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月4日まで								
概要	布設工事 φ200mm DIP(GX-1E) 143m 仕切弁4台 消火栓1基 φ150mm DIP(GX-1E) 129m 仕切弁3台 排水栓1基 φ100mm DIP(GX-1E) 319m 仕切弁5台 消火栓1基 給水管取付替54件 対象戸数316戸 仮給水工事 φ150mm L=242m φ100mm L=81m φ75mm L=320m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年6月7日（月）午前9時から 令和3年6月11日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月17日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月18日（金）午前9時55分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月31日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月7日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年6月10日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	2 1 9 9 0 3 0 2 1
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話 048-832-1111 内線 1408
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話 048-832-1111 内線 2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	2 1 9 9 0 2 0 2 0								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第 3 3 4 9 号布設替工事								
工事場所	さいたま市大宮区浅間町 1 - 3 6 - 4 ~ 1 - 1 3 3 - 2								
履行期間	契約確定の日から令和 4 年 3 月 3 日まで								
概要	布設工事 φ 100 mm DIP (GX-1E) 498m 仕切弁 10 台 排水弁 2 台 消火栓 1 基 給水管取付替 76 件 対象戸数 176 戸 仮給水工事 φ 75 mm L=523m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和 3 年 6 月 7 日（月）午前 9 時から 令和 3 年 6 月 1 1 日（金）午後 5 時まで								
入札書提出期間	令和 3 年 6 月 1 4 日（月）午前 9 時から 令和 3 年 6 月 1 7 日（木）午後 5 時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6 さいたま市水道局 2 F 入札室 令和 3 年 6 月 1 8 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A 級 本公告日において、令和 3・4 年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記 1 に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条の規定による、上記 2 に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成 2 3 年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が 5 件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前 3 箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が 6 5 点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2 に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和 3 年 5 月 3 1 日（月）から							
	質問受付期間	令和 3 年 5 月 3 1 日（月）午前 9 時から 令和 3 年 6 月 7 日（月）午後 5 時まで							
	質問回答期日	令和 3 年 6 月 1 0 日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休 2 日ステップアップ試行工事（R 2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は 2 ページありますのでご注意ください。（このページは 1 ページ目です。）

契約整理番号	219902020
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1306
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	2 1 9 9 0 3 0 2 2								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3351号布設替工事及び市内消火栓設置（その5）工事								
工事場所	さいたま市中央区上峰3-6-2～桜区山久保2-13-1								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月16日まで								
概要	布設工事 φ150mm DIP(GX-1E) 16m 仕切弁1台 φ100mm DIP(GX-1E) 569m 仕切弁8台 排水栓2基 消火栓2基 φ75mm DIP(GX-1E) 2m 給水管取付替47件 対象戸数103戸 単口地下式消火栓設置工事 φ100mm×φ75mm 1基 仮給水工事 φ75mm L=625m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年6月7日（月）午前9時から 令和3年6月11日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月17日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月18日（金） 午前10時05分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月31日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月7日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年6月10日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219903022
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1412
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219902021								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3348号布設替工事								
工事場所	さいたま市大宮区土手町1-204～1-233-9								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月21日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 378m 仕切弁7台 排水栓2基 消火栓1基 φ75mm DIP(GX-1E) 5m 給水管取付替50件 対象戸数100戸 仮給水工事 φ75mm L=419m 昼夜間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年6月7日（月）午前9時から 令和3年6月11日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月17日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月18日（金）午前10時10分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月31日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月7日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年6月10日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219902021
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1308
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219903023								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3339号布設替工事								
工事場所	さいたま市浦和区東岸町7-20~12-14								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月18日まで								
概要	布設工事 φ150mm DIP(GX-1E) 26m 仕切弁2台 消火栓1基 φ100mm DIP(GX-1E) 444m 仕切弁8台 排水栓2基 φ75mm DIP(GX-1E) 3m 給水管取付替52件 対象戸数90戸 仮給水工事 φ100mm L=54m φ75mm L=125m φ50mm L=11m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年6月7日（月）午前9時から 令和3年6月11日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月17日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月18日（金） 午前10時15分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月31日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月7日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年6月10日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219903023
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1411
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	2 1 9 9 0 2 0 2 2								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3289号布設替工事								
工事場所	さいたま市北区宮原町2-51-7～2-80-20								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月17日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 453m 仕切弁12台 排水栓1基 消火栓1基 給水管取付替37件 対象戸数167戸 仮給水工事 φ100mm L=332m φ75mm L=157m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年6月7日（月）午前9時から 令和3年6月11日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月17日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月18日（金） 午前10時20分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月31日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月7日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年6月10日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219902022
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1307
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	219903024								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3338号布設替工事								
工事場所	さいたま市浦和区瀬ヶ崎4-4-15～5-35-13								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月14日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 388m 仕切弁5台 排水栓1基 消火栓1基 φ75mm DIP(GX-1E) 2m 給水管取付替53件 対象戸数108戸 仮給水工事 φ75mm L=460m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年6月7日（月）午前9時から 令和3年6月11日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月17日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月18日（金）午前10時25分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月31日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月7日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年6月10日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219903024
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1412
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	2 1 9 9 0 2 0 2 3								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3382号布設替工事								
工事場所	さいたま市北区日進町2-1489-6～2-1527-3								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月28日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 344m 仕切弁6台 排水弁2台 消火栓2基 給水管取付替36件 対象戸数66戸 仮給水工事 φ75mm L=350m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年6月7日（月）午前9時から 令和3年6月11日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月17日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月18日（金） 午前10時30分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月31日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月7日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年6月10日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219902023
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1311
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

さいたま市水道局告示第63号

さいたま市水道局の発注する「老第3298号布設替工事」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年5月31日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工

実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し
オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の
全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関
する誓約書（「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状
況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用
保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げ
る書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員
の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書（共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。）

ウ 委任状（さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱（平成15年さいたま市水道局設
定）様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。
）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補
者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札
書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をも
って入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制
限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行
った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上
あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれ
を通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基
づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関す
る要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て
若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入
札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をも
って入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低
制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を
行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としな

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 老第3298号布設替工事 イ 老第3377号布設替工事
概要	・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。

契約整理番号	219903026							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3298号布設替工事							
工事場所	さいたま市南区曲本1-13-17～1-15-12 外1か所							
履行期間	契約確定の日から令和3年11月2日まで							
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 169m 仕切弁2台 排水栓2基 給水管取付替9件 対象戸数38戸 仮給水工事 φ75mm L=176m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年6月7日（月）午前9時から 令和3年6月11日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月17日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月18日（金） 午前10時35分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月31日（月）から						
	質問受付期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月7日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年6月10日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1408							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407							

契約整理番号	2 1 9 9 0 3 0 2 5								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3377号布設替工事								
工事場所	さいたま市浦和区元町1-21-4～本太3-33-11								
履行期間	契約確定の日から令和3年11月19日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 159m 仕切弁2台 排水栓1基 給水管取付替18件 対象戸数21戸 仮給水工事 φ75mm L=184m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年6月7日（月）午前9時から 令和3年6月11日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月17日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月18日（金） 午前10時40分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月31日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月7日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年6月10日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	219903025
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1409
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

さいたま市水道局告示第64号

さいたま市水道局の発注する「拡第5067号配水支管布設工事」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年5月31日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工

実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し
オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の
全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関
する誓約書（「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状
況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用
保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げ
る書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員
の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書（共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。）

ウ 委任状（さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱（平成15年さいたま市水道局設
定）様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。
）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補
者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札
書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をも
って入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制
限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行
った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上
あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれ
を通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基
づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関す
る要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て
若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入
札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をも
って入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低
制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を
行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としな

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 拡第5067号配水支管布設工事 イ 老第3380号布設替工事 ウ 老第3389号布設替工事
概要	・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

契約整理番号	2 1 9 9 0 2 0 2 6							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	拡第5067号配水支管布設工事							
工事場所	さいたま市大宮区天沼町2-660-7~2-713							
履行期間	契約確定の日から令和3年11月15日まで							
概要	布設工事 φ150mm DIP(GX-1E) 233m 仕切弁3台 排水栓2基 給水管取付替1件 対象戸数2戸 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年6月7日（月）午前9時から 令和3年6月11日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月17日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月18日（金）午前10時45分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月31日（月）から						
	質問受付期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月7日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年6月10日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1309							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407							

契約整理番号	2 1 9 9 0 2 0 2 4							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3380号布設管工事							
工事場所	さいたま市西区中釘1991-6～1994-3							
履行期間	契約確定の日から令和3年10月25日まで							
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 104m 仕切弁2台 排水栓1基 給水管取付替1件 対象戸数1戸 仮給水工事 φ75mm L=121m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年6月7日（月）午前9時から 令和3年6月11日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月17日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月18日（金）午前10時50分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月31日（月）から						
	質問受付期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月7日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年6月10日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-832-1111 内線1311							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407							

契約整理番号	2 1 9 9 0 3 0 2 8							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3389号布設替工事							
工事場所	さいたま市緑区三室2213-5～2221-21							
履行期間	契約確定の日から令和3年10月28日まで							
概要	布設工事 φ75mm DIP(GX-1E) 63m 仕切弁2台 給水管取付替5件 対象戸数15戸 仮給水工事 φ75mm L=88m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年6月7日（月）午前9時から 令和3年6月11日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月17日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和3年6月18日（金） 午前10時55分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、口径75mm以上かつ延長50m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管又は、口径50mm以上かつ延長50m以上のステンレス管の上下水道管布設工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。） (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月31日（月）から						
	質問受付期間	令和3年5月31日（月）午前9時から 令和3年6月7日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年6月10日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-832-1111 内線1406							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-832-1111 内線2407							

さいたま市水道局告示第65号

さいたま市水道局の発注する「浄配水場応急給水施設整備実施設計」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年5月31日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書（共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。）

ウ 委任状（さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱（平成15年さいたま市水道局設定）様式第4号）

3 落札の決定

(1) 落札候補者に対する落札の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制

限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は業務ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。)第22条第1項第3号の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市水道局設定)第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、管財課にて閲覧に供するほか、さいたま市水道局のホームページにおいても掲載する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

契約整理番号	2 1 9 9 0 3 7 0 2						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	浄配水場応急給水施設整備実施設計						
業務場所	さいたま市北区盆栽町 2 0 0（高鼻浄水場内）外 1 か所						
履行期間	契約確定の日から令和 4 年 2 月 2 8 日						
概要	<p>設計業務</p> <p>高鼻浄水場応急給水施設整備詳細設計 1 式 住民用給水栓設置及び給水場所整備工事 給水車用給水栓設置 非常用発電機設置 照明設備設置 給水栓設置に伴う配管工事</p> <p>南下新井配水場応急給水施設整備詳細設計 1 式 住民用給水栓設置及び給水場所整備工事 給水車用給水栓設置 非常用発電機設置 照明設備設置 給水栓設置に伴う配管工事</p>						
予定価格（税込）	1 5, 8 7 3, 0 0 0 円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和 3 年 6 月 7 日（月）午前 9 時から 令和 3 年 6 月 1 1 日（金）午後 5 時まで						
入札書提出期間	令和 3 年 6 月 1 4 日（月）午前 9 時から 令和 3 年 6 月 1 6 日（水）午後 5 時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6 さいたま市水道局 2 F 入札室 令和 3 年 6 月 1 7 日（木）午前 1 0 時 2 0 分						
参加資格	名簿登載業種等	建設コンサルタント／水道施設 本公告日において、令和 3・4 年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「上水道及び工業用水道部門」の登録があること。					
	業務実績等	-					
	2 に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和 3 年 5 月 3 1 日（月）から					
	質問受付期間	令和 3 年 5 月 3 1 日（月）午前 9 時から 令和 3 年 6 月 3 日（木）午後 4 時まで					
	質問回答期日	令和 3 年 6 月 7 日（月）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話 0 4 8 - 8 3 2 - 1 1 1 1 内線 1 4 0 3						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6 さいたま市水道局業務部管財課 電話 0 4 8 - 8 3 2 - 1 1 1 1 内線 2 4 0 5						